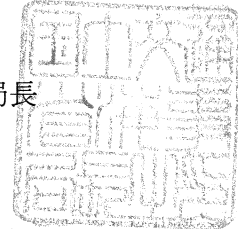


国海産第565号-4  
令和2年10月26日

一般社団法人日本船舶品質管理協会会長 殿

国土交通省海事局長



日本産業規格の確認について

下記のとおり令和2年10月26日付で日本産業規格が確認されたので、通知します。

記

確認された日本産業規格

- |         |  |
|---------|--|
| F0027   | 造船用語－機関－振動，騒音，環境及び大気汚染                                       |
| F0028   | 造船用語－機関－試験・工作・雑  |
| F0076   | 船舶システムの安全設計評価に関する指針  |
| F0081   | 舟艇－主要データ   |
| F0201   | 基本船こく構造図の自動製図通則  |
| F0304   | 船の居住区の空調及び通風－設計条件及び計算基準                                      |
| F0305   | 船の操だ室の空調及び通風－設計条件及び計算基準                                      |
| F0306   | 船の乾物庫の空調及び通風－設計条件及び計算基準                                      |
| F0405   | 舟艇－推進機関及び装置－出力測定及び出力表示                                       |
| F0420   | 船舶及び海洋技術－船橋配置及び関連装置－要求事項及び指針                                 |
| F0503   | 船舶機関部コイルばね   |
| F0600-1 | 船舶及び海洋技術－船舶の防汚方法に関するリスク評価－第1部：船舶の防汚方法に用いる殺生物性活性物質の海洋環境リスク評価法 |
| F0600-2 | 船舶及び海洋技術－船舶の防汚方法に関するリスク評価－第2部：殺生物性活性物質を用いた船舶の防汚方法の海洋環境リスク評価法 |
| F0808   | 船用電気器具環境試験通則   |
| F1010   | 舟艇－投揚びょう，係留及びえい航－ストロングポイント                                   |



F 1 0 3 0	舟艇－パーソナルウォータークラフト（PWC）－構造及びシステム搭載時の要求事項
F 1 0 4 0	舟艇－開口要件－窓，ポータルライト，ハッチ，デッドライト及びドア－強度と水密性に関する要求基準
F 1 0 4 1	舟艇－最大搭載量
F 1 0 4 2	舟艇－船内ディーゼル機関－機関据付形の燃料系及び電気系コンポーネント
F 1 0 5 1－1	膨脹式ボート－第1部：最大出力4.5 kW以下のボート
F 1 0 5 1－2	膨脹式ボート－第2部：最大出力4.5 kW以上15 kW以下のボート
F 1 0 5 1－3	膨脹式ボート－第3部：最大出力15 kW以上のボート
F 2 0 0 9	船用アルミニウム合金押出対称形材
F 3 3 0 3	フラッシュバット溶接アンカーチェーン
F 7 0 0 6	船舶配管系統図記号
F 7 1 5 0	舟艇－非耐火性燃料ホース
F 7 1 5 1	舟艇－耐火性燃料ホース
F 7 2 0 0	船用こし器の検査通則
F 7 2 0 2	船用複式油こし
F 7 2 0 8	船用H形油こし
F 7 2 1 1	船用5 K弁付筒形ガラス液面計
F 7 2 1 2	船用自動閉鎖弁付筒形ガラス液面計
F 7 2 1 6	船用油面計自動閉鎖弁
F 7 3 0 0	船用弁及びコックの使用基準
F 7 3 9 8	船用燃料油タンク自動閉鎖排油弁
F 7 4 2 8	船用鍛鋼弁
F 8 0 0 7	船用電気機器－外被の保護等級及び検査通則
F 8 0 6 1	船用電気設備－第101部：定義及び一般要求事項
F 8 0 6 6	船用電気設備－第303部：機器－動力及び照明用変圧器
F 8 0 7 5	船用電気設備－第503部：個別規定－1 k Vを超え15 k V以下の交流配電系統
F 8 0 8 0	船用電気設備－第506部：個別規定－特定危険物及びMHB運搬船
F 8 0 8 1	船用電気設備及び電子機器－電磁両立性
F 8 1 0 2	船用電気設備－リチウム二次電池を用いた蓄電池設備

F 8 4 1 3	ボートデッキランプ
F 8 8 1 3	船用圧着端子用端子盤
F 8 8 3 8	船用防水形プラグ及びソケットアウトレットボックス
F 9 0 0 5	航海情報記録装置の装備に関する指針
F 9 1 0 1	船舶及び海洋技術－船用磁気コンパス、ビナクル及び方位測定具
F 9 7 0 1	船用圧カスイッチ

以上